

特別職報酬等審議会答申について

平成30年5月30日、区長から特別職報酬等審議会に対し、港区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額並びに政務活動費の額の適否等について諮問しました。

平成31年2月18日に特別職報酬等審議会から、本年度5回の議論を経た上で、以下のとおり答申がありました。

1 退職手当（特別職）

支給割合は、現行どおり据え置くこととする。

(参考) 退職手当の支給割合について

区分	支給割合	(1期の手当額)
区長	勤続期間1年につき 449/100	2,257万円
副区長	〃 359/100	1,452万円
教育委員会教育長	〃 269/100	757万円

※「1期の手当額」は、平成30年4月1日現在の給料月額及び支給割合に基づき、1期（区長及び副区長は4年＝48月、教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。（表示単位未満を四捨五入）